

令和8(2026)年度 「校外生活のみやす」

○岩見沢市生徒指導連絡協議会
○岩見沢市青少年センター

*この「校外生活のみやす」は、市内各小中学校・義務教育学校・高校・高等養護学校共通のもので、各学校の状況に応じた決まりがある場合は、その決まりに従ってください。

帰宅時刻	時期	小学校・中学校・義務教育学校		高等学校・高等養護学校
		小学生・義務教育学校前期課程児童	中学生・義務教育学校後期課程生徒	
	4～9月	18:30	19:00	通年 21:00までに帰宅
	10～3月	17:00	17:30	
	祭典日	19:00	20:00	

*交通安全

1. 交通ルールを守る
 2. 道路での遊びは危険なので禁止
 3. 冬型事故の防止
- ・二人乗り、安全運転義務違反、指定場所での一時停止、信号無視などの危険運転は禁止
 - ・故障車・無灯火・片手運転、運転中のながらスマホの禁止

*自転車について(令和7年9月警視庁交通局作成「自転車ルールブック」より)〔詳しくはQRコードから〕

1. 自転車とは? 「軽車両」と位置付けられ、**自動車と同じ「車両」**の一種
2. 自転車安全利用五原則

1) 車道左側通行が原則 **【歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行(歩行者優先)】**

*歩道を通行することができるのは、

- ・「道路標識」「道路標示」で通行可のとき
- ・13歳未満70歳以上の方、または一定の身体障がいをもつ方が運転するとき
- ・車の通行量が多く、自転車通行の安全確保のため、または歩道の通行がやむを得ないとき

2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3) 夜間はライトを点灯〔薄暗い時間帯も早めに点灯して、自分の存在を知らせましょう。〕

4) 飲酒運転は禁止

5) 命を守るヘルメットの着用〔努力義務。学校の決まりがある場合は、その決まりに従ってください。〕

3. 青切符制度(交通違反通告制度)の導入(令和8年4月より)

- ・16歳以上の自転車運転者による特定の違反行為(ながらスマホ等詳しくは右上QRコードから)に対して、反則金を納付しなければなりません。(16歳未満の運転者による違反:原則として指導警告を行う。)

*アルバイト:小・中・義務教育学校:原則禁止、高等学校・高等養護学校:学校の決まりに従ってください。

*外出・遊び

小学校・中学校・義務教育学校

◇店舗の利用

- ・主としてお酒などを提供する店:保護者同伴。
- ・ゲームセンター:18時以降の利用は、法律により保護者同伴。
- ・小中学生のカラオケ店、ボウリング場、インターネットカフェ:保護者同伴。
- ・中学生のボウリングのみ、保護者の許可をもらい、帰宅時間内に帰宅できる場合のみ利用可。
- ・公共施設:他の利用者に迷惑をかけない。

◇外泊:保護者が同伴しない外泊は禁止。

◇外出時の注意

- ・保護者に、行き先・目的・時間・同伴者を必ず伝える。
- ・サイクリング、海水浴、登山、キャンプ、市外のスキー場へは、保護者または責任ある指導者が同伴。

◇不審対応【い・か・の・お・す・し】

「知らない人について**い**かない」「他人の車に**の**らない」
「**お**おごえを出す」「**す**ぐ逃げる」「何かあったら**す**ぐ**し**らせる」
まず警察へ通報【110番!】+学校へ知らせる。

◇遊び

- ・友だち間のお金などの貸し借りは禁止。
- ・爆竹、ロケット花火、BB弾などで、危険な遊びはしない。
- ・スケートボードなどは、危険・禁止場所では遊ばない。

「インターネット・スマホの利用」は、ネットルール「インターネットをかしこく、あんぜんにつかうために」で、利用方法や注意点を確認してください。

高等学校・高等養護学校

◇店舗の利用

- ・主として酒類を提供する店:保護者同伴。
- ・「18歳未満入店禁止の店」及び「保護者同伴の場所」は立ち入り禁止。
- ・「飲食物持ち込み禁止」のカラオケ店では、飲食物を持ち込まない。
- ・青少年保護育成条例により、18歳未満の者の23時以降の外出を制限。
- ・公共施設:他の利用者に迷惑をかけない。

◇インターネット・スマホの利用

- ・使い過ぎに注意(体調不良、依存症の原因)。
- ・トラブルに巻き込まれないよう安全性を確認。
- ◆18歳未満の者の「出会い系サイト、マッチングアプリ」の利用は法律により禁止。

◇その他

- ・生徒間の金銭等の貸借は禁止。
- ・不審者との遭遇や情報は、すぐに警察へ通報。
- ・スケートボード等、危険・禁止場所で遊ばない。
- ・バイク免許取得禁止
(自動車:学校の決まりに従ってください。)
- ・サイクリング、海水浴、キャンプ、スキー、登山などは、学校で定められた決まりに従ってください。



QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。